

令和6年8月1日

利用者負担説明書

介護老人保健施設をご利用される利用者のご負担は、介護保険の給付にかかる**通常1割又は2割・3割の自己負担分（介護保険負担割合証にて確認させていただきます。）**と保険給付対象外の費用（居住費、食費、利用者の選択に基づく特別な食費、日常生活で通常必要となるものに係る費用や、理美容代、レクリエーション等で使用する材料費、診断書等の文書作成費等）を**利用料**としてお支払いいただく2種類があります。

なお、介護保険の保険給付の対象となっているサービスは、利用を希望されるサービス（入所、（介護予防）短期入所療養介護、）毎に異なります。

また、**利用者負担は全国統一料金ではありません**。介護保険給付の自己負担額は、施設の所在する地域（地域加算）や配置している職員の数、また、加算状況で異なりますし、利用料も各施設の設定となっております。当施設の利用者負担につきましては、次頁以降をご参照下さい。

介護保険には、大きくわけて、入所をして介護保険を利用する施設サービスと在宅にいて種々のサービスを受ける居宅サービスがありますが、それぞれ利用方法が異なっています。

施設サービスを希望される場合は、直接施設にお申し込みいただけますが、**（介護予防）短期入所療養介護は、居宅サービス**であり、原則的に利用に際しては、居宅支援サービス計画（ケアプラン）を作成したあとでなければ、保険給付を受けることができませんので注意が必要です。また、送迎といった加算対象のサービスも、居宅サービス計画に記載がないと保険給付を受けられませんので、利用を希望される場合は、居宅サービス計画に記載されているか、いないかをご確認ください。

居宅サービス計画は、利用者ご本人が作成することもできますが、居宅介護支援事業所（居宅サービス計画を作成する専門機関）に作成依頼することもできます。

詳しくは、介護老人保健施設の担当者にご相談ください。

《別添資料1》

「国が定める利用者負担限度額段階（第1～3段階）」
に該当する利用者等の負担額

- 利用者負担は、所得などの状況から第1～第4段階に分けられ、国が定める第1～第3段階の利用者には負担軽減策が設けられています。
- 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第1～第3段階の認定を受けるには、利用者ご本人（あるいは代理人の方）が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第4段階」の利用料をお支払いいただくことになります。（「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります）
- 利用者負担第1・第2・第3段階①②に該当する利用者とは、おおまかには、介護保険料段階の第1・第2・第3段階にある次のような方です。
 - 【利用者負担第1段階】
生活保護を受けておられる方か、所属する世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受けておられる方
 - 【利用者負担第2段階】
所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ課税年金収入額と合計所得年金額が80万円以下の方
 - 【利用者負担第3段階①】
所属する世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担第2段階以外の方（課税年金収入額が80万円超120万円以下の方など）
 - 【利用者負担第3段階②】
所属する世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担第2段階以外の方（課税年金収入額が120万円超の方など）
- 利用者負担第4段階の利用者の方であっても高齢者二人暮らし世帯などで、お一人が施設に入所しその利用料を負担すると、ご自宅で暮らす方の生活が困難になると市町村が認めた方は、「利用者負担第3段階」の利用料負担となります。
- その他詳細については、市町村窓口でおたずね下さい。

負担額一覧表（1日当たりの利用料）

	食費 (入所)	食費 (短期入所)	利用する療養室のタイプ		
			ユニット型個室	ユニット型準個室 従来型個室	多床室
第1段階	300	300	880	550	0
第2段階	390	600			430
第3段階①	650	1,000	1,370	1,370	
第3段階②	1,360	1,300			

※上記表中は、負担上限額にて記載しておりますが、低い額を設定する場合、その額を記入して下さい。

A 入所の場合の利用者負担

1 保険給付の自己負担額

施設サービス費（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの1割自己負担分です。2割負担の方は下記金額を2倍にした金額となり、3割負担の方は下記料金を3倍にした金額になります。）

※老人保健施設サービス費は、前月度実績により、厚生労働大臣の定めた10項目の指標に基づき、《在宅強化型》・《基本型》・《その他型》との間で月毎に変動する場合があります。

《在宅強化型個室》

・要介護1	788円
・要介護2	863円
・要介護3	928円
・要介護4	985円
・要介護5	1,040円

《基本型個室》

・要介護1	717円
・要介護2	763円
・要介護3	828円
・要介護4	883円
・要介護5	932円

《その他型個室》

・要介護1	703円
・要介護2	748円
・要介護3	812円
・要介護4	865円
・要介護5	913円

- * 在宅強化型の要件を満たし、国の定める基準を満たした場合、在宅復帰・在宅療養支援機能加算として1日につき51円加算されます。
- * 基本型の要件を満たし、国の定める基準を満たした場合、在宅復帰・在宅療養支援機能加算として1日につき51円加算されます。
- * ただし、入所後30日間に限って、上記施設サービス費に1日につき60円又は30円加算されます。
- * 夜間における介護サービスの質の向上をはかるため、手厚い職員配置をした場合夜勤職員配置加算として1日につき24円加算されます。
- * 外泊された場合には、1日につき上記施設サービス費に代えて362円となります。ただし、外泊の初日と施設に戻られた日は、入所日同様の扱いとなり、外泊扱いになりません。
- * 外泊されている方が、当施設の在宅サービスを利用された場合、1日につき800円加算されます。（この場合外泊時にかかる362円はかかりません。）
- * 週3回以上の個別リハビリテーションを行った場合、短期集中リハビリテーション実施加算として、1日につき258円又は、200円加算されます。
- * 認知症利用者の生活機能の改善を目的とした短期集中リハビリテーションを実施した場合、認知症短期集中リハビリテーション実施加算として1日につき240円又は、120円加算されます。（週3回を限度とする）

- * 誤嚥が認められる入所者に対して医師の指示により経口維持計画を作成し、栄養管理を行った場合、1月につき400円又は100円加算されます。
- * 医師の指示により厚生労働大臣の定める療養食を提供した場合1食につき6円加算されます。
- * 厚生労働大臣の定める入所者（肺炎、尿路感染、带状疱疹の者）に対し、投薬、検査、処置等を行なったときに1日につき239円が加算されます。（1月に1回、7日を限度とする）
- * 退所時指導等を行った場合は、下記の料金が加算されます。
 - ① 入所期間が1月を超える入所者を居宅で試行的に退所させる場合において、入所者及び家族等に対して退所後の療養上の指導を行なった場合 400円
 - ② 利用者等に退所後の療養指導を行い、利用者の主治医、または、居宅介護支援事業者、または、社会福祉施設等に対し、文書をもって利用者の処遇に必要な情報を提供した場合 500円
 - ③ 退所後医療機関に入院した場合に、当該医療機関に対して、入所者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した場合 250円
 - ④ 入所予定日前後30日以内に、居宅支援事業者に対して、居宅サービス等必要な情報提供、調整を行い、また、サービスの利用方針を定めた場合 600円
 - ⑤ 居宅支援事業者に対して、居宅サービス等必要な情報提供、調整を行った場合 400円
 - ⑥ ①～⑤のほか、退所後訪問看護が必要と認められ、訪問看護ステーションに対し指示書を交付した場合 300円
- * 介護従業者の専門性が評価され、サービス提供体制強化加算として1日につき22円又は18円加算されます。
- * 排泄に関するケアを行った場合は下記の料金が加算されます。
 - ① 入所者ごとに6ヶ月に1回評価を行い、その評価結果を厚生労働省に提出し、排泄支援に当たって情報を活用、要介護状態の軽減が見込まれる入所者ごとに支援計画を作成し、支援実施した場合1月に10円加算されます。
 - ② ①の結果、排尿、排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれも悪化がない、またはオムツ使用有りから無しに改善した場合1月につき15円加算されます。
 - ③ ①の結果、排尿、排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれも悪化がない、かつオムツ使用有りから無しに改善した場合1月につき20円加算されます。
- * 褥瘡（床ずれ）に関するケアを行った場合は下記の料金が加算されます。
 - ① 入所者ごとに3月に1回評価を行ない、その評価結果を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施にあたって情報を活用、リスクがあるとされた入所者ごとに褥瘡ケア計画を作成し、褥瘡管理を実施するとともに、記録した場合1月につき3円加算されます。
 - ② ①の結果、リスクのある入所者について褥瘡の発生がなかった場合1月につき13円が加算されます。
- * 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行う、また入所者に関する口腔ケアに対して介護職員に対し、具体的技術的助言、及び指導を行う、また介護職員らの相談等に必要に応じ対応した場合1月につき90円加算されます。
- * 口腔衛生等の管理に関する計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に適切かつ有効に情報を活用した場合1月につき110円加算されます。

- * 入所前後に指導を行なった場合下記の金額が加算されます。
 - ① 退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行なった場合に450円加算されます。
 - ② 退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合480円加算されます。
- * ご利用者の容体が急変した場合等、緊急時に所定の対応を行なった場合は、別途料金をいただきます。
- * 認知症の行動や心理症状の発現を未然に防ぐため、介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでケアを行っているため、120円加算されます。
- * 利用者ごとにADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直し、情報を活用しサービス提供を行った場合1月につき40円加算されます。または疾病や服薬状況の情報を加えた場合1月につき60円加算されます。
- * 職員がより効率的に業務を行うための研修や教育を受けたり、新しいサービスやプログラムを開発したりすることで、入居者の皆様により良いサービスを提供する環境を整えた場合、10円加算されます。
- * 入居者の皆様が必要とするリハビリテーションプログラムを専門的に評価し、個々に適した計画書を作成することで、より効果的なリハビリテーションを提供した場合、1月につき33円加算されます。
- * 新興感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する医療機関（協定締結医療機関）との連携体制を構築し、一般的な感染症について、協力医療機関等と感染症発生時に連携の上、適切な対応を行っている場合、1月につき10円加算されます。
- * 感染対策に係る一定の要件を満たす医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等の実地指導を受ける場合、1月につき5円加算されます。
- * 国が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関の確保を行い、感染症に感染した利用者にたいし、適切な感染対策を行うことで1月に1回5日を限度として240円加算されます。
- * 職員がより効率的に業務を行うための研修や教育を受けたり、新しいサービスやプログラムを開発したりすることで、入居者の皆様により良いサービスを提供する環境を整えた場合、10円加算されます。
- * 厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施していると届け出ていますので、基準に従って所定の割合に応じた額が加算されます。（厚生労働大臣が定める基準に適合し、全ての要件を満たす場合、1ヶ月につき上記保険給付の自己負担額の1000分の75又は1000分の71又は1000分の54又は1000分の44に相当する額を加算。）

2 利用料

- ① 食費（1日当たり） 1,560円（朝食400円、昼食580円、夕食580円）
 - * （ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。）
- ② 居住費（療養室の利用費）（1日当たり）*
 - ・従来型個室 2,470円
 - （ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。）
- * 上記①「食費」及び③「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階か

ら3段階まで)の利用者の自己負担額については、《別添資料1》をご覧ください。

* 外泊時については、「外泊時療養費」を算定している期間について、居住費はお支払いいただきます。

- ③ 日常生活品費／1日 150円
石鹸、シャンプー、ティッシュペーパー、おしぼり等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。(品目を明確にして、算定の考え方を記録しておく必要があります。)
- ④ 教養娯楽費／1日 120円
倶楽部やレクリエーションで使用する、折り紙、粘土等の材料や風船、輪投げ等遊具、ビデオソフト等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。(品目を明確にして、算定の考え方を記録しておく必要があります。)
- ⑤ 家具リース費／1日 40円
居室にある家具を使用する場合は、家具リース代及び修繕費として、ご利用いただく場合にお支払いいただきます。
- ⑥ 行事費 (その都度実費をいただきます。)
小旅行や観劇等の費用や講師を招いて実施する料理教室の費用で参加された場合にお支払いいただきます。
- ⑦ インフルエンザ接種料 3,500円
インフルエンザ予防接種に係る費用でインフルエンザ予防接種を希望された場合にお支払いいただきます。
- ⑧ 電化製品使用料 55円 (税込)
居室に持ち込んだ電化製品を使用された場合にお支払いいただきます。
- ⑨ 作業療法材料費 (その都度実費をいただきます。)
作業療法に参加し、原材料費を請求する内容を実施した場合にお支払いいただきます。
- ⑩ 洗濯機使用料 (1回) 100円
施設に設置している洗濯機を使用する時にお支払いいただきます。
- ⑪ 乾燥機使用料 (1回) 100円
施設に設置している乾燥機を使用する時にお支払いいただきます。
- ⑫ 診断書等の作成料
- ・死亡診断書 5,500円/通 (税込)
 - 2枚目より 2,750円/通 (税込)
 - ・診断書 3,300円/通 (税込)
 - 診断書(複雑なもの) 5,500円/通 (税込)
 - ・証明書 1,100円/通 (税込)
 - 証明書(複雑なもの) 2,200円/通 (税込)
 - ・その他の文章 2,200円/通 (税込)
 - その他の文章(複雑なもの) 4,400円/通 (税込)
- ※診断書等作成に伴う検査や通院については実費負担となります。
- ⑬ 肺炎球菌予防接種 7,700円
肺炎球菌予防接種に係る費用で肺炎球菌予防接種を希望された場合において支払いいただきます。

B 短期入所療養介護の場合の利用者負担額

1 保険給付の自己負担額

施設サービス費（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの1割自己負担分です。2割負担の方は下記金額を2倍にした金額となり、3割負担の方は下記料金を3倍にした金額になります。）

※短入所療養介護費は、前月度実績により、厚生労働大臣の定めた10項目の指標に基づき、《在宅強化型》・《基本型》・《その他型》との間で月毎に変動する場合があります。

《在宅強化型個室》

・要介護1	819円
・要介護2	893円
・要介護3	958円
・要介護4	1,017円
・要介護5	1,074円

《基本型個室》

・要介護1	753円
・要介護2	801円
・要介護3	864円
・要介護4	918円
・要介護5	971円

《その他型個室》

・要介護1	738円
・要介護2	784円
・要介護3	848円
・要介護4	901円
・要介護5	953円

* 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費（1日）

3時間以上4時間未満 664円

4時間以上6時間未満 924円

6時間以上8時間未満 1,296円

（若年性認知症利用者の場合60円加算されます）

* 在宅強化型の要件を満たし、国の定める基準を満たした場合、在宅復帰・在宅療養支援機能加算として1日につき51円加算されます。

* 基本型の要件を満たし、国の定める基準を満たした場合、在宅復帰・在宅療養支援機能加算として1日につき51円加算されます。

* 入所及び退所の際、ご自宅までの送迎を行なった場合は、片道につき184円加算されます。

* 夜間における介護サービスの質の向上をはかるため、手厚い職員配置をした場合夜勤職員配置加算として1日につき24円加算されます。

* 認知症の行動・心理症状が認められ、緊急に短期入所療養介護が必要であると医師が判断した場合7日を上限として、認知症の行動・心理症状緊急加算として1日200円加算されます。

- * 若年性認知症利用者を受入れた場合、若年性認知症利用者受入加算として1日 120円加算されます。(認知症の行動・心理症状緊急加算との併用不可)
- * ご利用者の容体が急変した場合等緊急時に所定の対応を行なった場合は、別途料金をいただきます。
- * 1日20分以上の個別リハビリテーションを実施した場合、個別リハビリテーション加算として1日240円加算されます。
- * 医師の指示により厚生労働大臣の定める療養食を提供した場合1食につき8円加算されます。
- * 介護従業者の専門性が評価され、サービス提供体制強化加算として1日につき22円又は18円加算されます。
- * 緊急時に短期入所を利用された場合に7日を限度として1日につき90円加算されます。(ただし、主に介護をしている家族の疾病等やむを得ない事情がある場合に限り、14日を上限とする事が出来ます。)
- * 診療方針を定め、治療管理を目的とし、診断、投薬、検査、注射、処置等を行い内容等を診療録に記載し、またかかりつけ医に対し、利用者の同意を得て診療状況を示す文書を添えて必要な情報提供を行った場合10日を上限として1日つき275円加算されます。
- * 職員がより効率的に業務を行うための研修や教育を受けたり、新しいサービスやプログラムを開発したりすることで、入居者の皆様により良いサービスを提供する環境を整えた場合、10円加算されます。
- * 厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施していると届け出ていますので、基準に従って所定の割合に応じた額が加算されます。(厚生労働大臣が定める基準に適合し、全ての要件を満たす場合、1ヶ月につき上記保険給付の自己負担額の1000分の75又は1000分の71又は1000分の54又は1000分の44に相当する額を加算。)

2 利用料

- ① 食費／1日 1,560円(・朝食 400円 ・昼食 580円 ・夕食 580円)
 - * ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。
- ② 滞在費(療養室の利用費)／1日
 - ・従来型個室 2,470円
 - * ただし、滞在費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている滞在費の負担限度額が1日にお支払いいただく滞在費の上限となります。
- * 上記①「食費」及び②「滞在費」において、国が定める負担限度額段階(第1段階から3段階まで)の利用者の自己負担額については、《別添資料1》をご覧ください。
- ③ 日常生活品費／1日 150円
石鹸、シャンプー、ティッシュペーパー、おしぼり等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。(品目を明確にして、算定の考え方を記録しておく必要があります。)
- ④ 教養娯楽費／1日 20円
倶楽部やレクリエーションで使用する、折り紙、粘土等の材料や風船、輪投げ等遊具、ビデオソフト等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。(品目を明確にして、算定の考え方を記録しておく必要があります。)
- ⑤ 家具リース費／1日 40円
居室にある家具を使用する場合は、家具リース代及び修繕費として、ご利用いただく

場合にお支払いいただきます。

- ⑥ 行事費（その都度実費をいただきます。）
小旅行や観劇等の費用や講師を招いて実施する料理教室の費用で参加された場合にお支払いいただきます。
- ⑦ 電化製品使用料 **55円（税込）**
居室に持ち込んだ電化製品を使用された場合にお支払いいただきます。
- ⑧ 作業療法材料費（その都度実費をいただきます。）
作業療法に参加し、原材料費を請求する内容を実施した場合にお支払いいただきます。
- ⑨ 洗濯機使用料（1回） **100円**
施設に設置している洗濯機を使用する時にお支払いいただきます。
- ⑩ 乾燥機使用料（1回） **100円**
施設に設置している乾燥機を使用する時にお支払いいただきます。
- ⑪ 診断書等の作成料
- | | |
|---------------|-----------------|
| ・死亡診断書 | 5,500円／通 |
| 2枚目より | 2,750円／通 |
| ・診断書 | 3,300円／通 |
| 診断書(複雑なもの) | 5,500円／通 |
| ・証明書 | 1,100円／通 |
| 証明書(複雑なもの) | 2,200円／通 |
| ・その他の文章 | 2,200円／通 |
| その他の文章(複雑なもの) | 4,400円／通 |
- ※診断書等作成に伴う検査や通院については実費負担となります。

C 介護予防短期入所療養介護の場合の利用者負担額

1 保険給付の自己負担額

施設サービス費（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの1割自己負担分です。2割負担の方は下記金額を2倍にした金額となり、3割負担の方は下記金額を3倍にした金額となります。）

※予防短入所療養介護費は、前月度実績により、厚生労働大臣の定めた10項目の指標に基づき、《在宅強化型》・《基本型》・《その他型》との間で月毎に変動する場合があります。

《在宅強化型個室》

- ・要支援1 632円
- ・要支援2 778円

《基本型個室》

- ・要支援1 579円
- ・要支援2 726円

《その他型個室》

- ・要支援1 566円
- ・要支援2 711円

- * 在宅強化型の要件を満たし、国の定める基準を満たした場合、在宅復帰・在宅療養支援機能加算として1日につき51円加算されます。
- * 基本型の要件を満たし、国の定める基準を満たした場合、在宅復帰・在宅療養支援機能加算として1日につき51円加算されます。
- * 入所及び退所の際、ご自宅までの送迎を行なった場合は、片道につき184円加算されます。
- * 夜間における介護サービスの質の向上をはかるため、手厚い職員配置をした場合夜勤職員配置加算として1日につき24円加算されます。
- * 個別リハビリテーション実施加算として1日につき240円加算されます。
- * 認知症の行動・心理症状が認められ、緊急に短期入所療養介護が必要であると医師が判断した場合7日を上限として、認知症行動・心理症状緊急加算として1日200円加算されます。
- * 若年性認知症利用者を受入れた場合、若年性認知症利用者受入れ加算として1日120円加算されます。
- * 介護従業者の専門性が評価され、サービス提供体制強化加算として1日につき22円又は18円加算されます。
- * 診療方針を定め、治療管理を目的とし、診断、投薬、検査、注射、処置等を行い内容等を診療録に記載し、またかかりつけ医に対し、利用者の同意を得て診療状況を示す文書を添えて必要な情報提供を行った場合10日を上限として1日につき275円加算されます。
- * 医師の指示により厚生労働大臣の定める療養食を提供した場合1食につき8円加算されます。
- * 職員がより効率的に業務を行うための研修や教育を受けたり、新しいサービスやプログラムを開発したりすることで、入居者の皆様により良いサービスを提供する環境を整えた場合、10円加算されます。
- * 厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施していると届け出ていますので、基準に従って所定の割合に応じた額が加算されます。（厚生労働大臣が定める基準に適合し、全ての要件を満たす場合、1ヶ月につき上記保険給付

の自己負担額の1000分の75又は1000分の71又は1000分の54又は1000分の44に相当する額を加算。)

2 利用料

- ① 食費／1日 (1, 560円・朝食 400円・昼食 580円・夕食 580円)
* ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。

- ② 滞在費(療養室の利用費)／1日
・従来型個室 2, 470円
* ただし、滞在費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている滞在費の負担限度額が1日にお支払いいただく滞在費の上限となります。

* 上記①「食費」及び②「滞在費」において、国が定める負担限度額段階(第1段階から3段階まで)の利用者の自己負担額については、《別添資料1》をご覧ください。

- ③ 日常生活品費／1日 150円
石鹸、シャンプー、ティッシュペーパー、おしぼり等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。(品目を明確にして、算定の考え方を記録しておく必要があります。)

- ④ 教養娯楽費／1日 20円
倶楽部やレクリエーションで使用する、折り紙、粘土等の材料や風船、輪投げ等遊具、ビデオソフト等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。(品目を明確にして、算定の考え方を記録しておく必要があります。)

- ⑤ 家具リース費／1日 40円
居室にある家具を使用する場合は、家具リース代及び修繕費として、ご利用いただく場合にお支払いいただきます。

- ⑥ 行事費 (その都度実費をいただきます。)
小旅行や観劇等の費用や講師を招いて実施する料理教室の費用で参加された場合にお支払いいただきます。

- ⑦ 電化製品使用料 55円(税込)
居室に持ち込んだ電化製品を使用された場合にお支払いいただきます。

- ⑧ 作業療法材料費 (その都度実費をいただきます。)
作業療法に参加し、原材料費を請求する内容を実施した場合にお支払いいただきます。

- ⑨ 洗濯機使用料(1回)
施設に設置している洗濯機を使用する時にお支払いいただきます。 100円

- ⑩ 乾燥機使用料(1回)
施設に設置している乾燥機を使用する時にお支払いいただきます。 100円

- ⑪ 診断書等の作成料
- | | |
|---------------|-----------|
| ・死亡診断書 | 5, 500円/通 |
| 2枚目より | 2, 750円/通 |
| ・診断書 | 3, 300円/通 |
| 診断書(複雑なもの) | 5, 500円/通 |
| ・証明書 | 1, 100円/通 |
| 証明書(複雑なもの) | 2, 200円/通 |
| ・その他の文章 | 2, 200円/通 |
| その他の文章(複雑なもの) | 4, 400円/通 |

※診断書等作成に伴う検査や通院については実費負担となります。

D 全サービス共通の利用者負担額

*新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、全サービスについて令和3年9月末までの間、保険給付の自己負担額の1000分の1に相当する額が加算されます。